

<よくある質問>

【報告の趣旨等について】

Q なぜ報告を行うのか。

A 令和7年度に春日部市が実施した太陽光発電設備・蓄電池への補助は、国から春日部市への交付金が財源となっています。国から春日部市への交付の条件が「発電量の30%以上を自家消費すること」とされていることから、その条件が満たされているか確認するものです。

Q 自家消費率とは何か。

A 太陽光発電システムによる発電量のうち、売電せずに自己消費した電力量の割合のことです。

Q 自家消費率が30%を下回ったり、報告を行わなかったりした場合はどうなるか。

A 自家消費率が30%を下回っている場合や、報告していただけない場合は、補助金を返還していただく場合があります。

【発電量・自家消費電力量について】

Q 発電量はどのように確認したらよいか。

A 機種によって異なりますが、一般的には以下のような方法で確認できます。

①発電モニターの画面

②パワーコンディショナーとPCやスマホをWi-Fi等で接続し、ファイルを出力

Q 発電量の添付書類はどのような形式にしたらよいか。

A 期間ごとの発電量が明確に判別できるものであれば構いません。例えばモニターの表・グラフの写真や、パワコンやHEMS等から出力したファイル（エクセルやcsv等）などが考えられます。

Q 自家消費電力量はどのように確認したらよいか

A 電力会社からの「売電量のお知らせ」等の書類に書かれている売電量を発電量から差し引いてください。なお、機種によっては自家消費量を機器から取得できるものもあります。

Q 電力会社の検針日が毎月異なるが報告書をどのように作成したらよいか。

A 電力会社からの検針日に合わせて、該当の期間の発電量をそれぞれ報告してください。

Q プリンターがないため書類を添付できない。

A 大変お手数ですが、写真店やコンビニエンスストア等で写真等をプリントアウトして添

付してください。なお、電子申請であればプリントアウトの必要はありませんのでこちらも
ご検討ください。